平成２２年（フ）第５２２号
北九州市八幡西区浅川学園台３丁目10番11号203
債務者　林田　淳史
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５３０号
北九州市小倉北区中井１丁目３番13号　三裕荘202号
債務者　山﨑　哲彦
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５３４号
福岡県遠賀郡遠賀町虫生津南10番15号
債務者　峯　　麻美（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５４８号
北九州市戸畑区西大谷２丁目10番３号　ボヌール大谷103
債務者　三好　拓児
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９８号
福島県須賀川市大袋町74番地２　やまにコーポ８－１－Ｄ号
債務者　草野　正幸
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
福島県郡山市大槻町字西ノ宮27番地
債務者　佐藤　春光
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
福島県郡山市大槻町字西ノ宮27番地
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
福島県郡山市富久山町福原字陣場79番地の10
債務者　折笠　輝夫
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
福島県郡山市富久山町福原字陣場79番地の10
債務者　折笠　昇子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
福島県郡山市三穂田町山口字団子森１番地の９
債務者　吉田　久夫
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
福島県郡山市富久山町福原字三斗蒔田31番地の１　レオパレスステラエスポワール107号
債務者　三原賢太郎こと　孫　賢太郎
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
新潟県五泉市村松甲2060番地
債務者　高地　和子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３８号
神戸市須磨区妙法寺字乗越200番地の12
債務者　今井　千明
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４４号
神戸市垂水区五色山６丁目５番23号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町口里514番地の３
債務者　寺岡　紀子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０号
山口県柳井市阿月2181番地
債務者　山本　廣美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第５１号
山口県柳井市阿月2181番地
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第５６号
山口県岩国市青木町３丁目35番25号
債務者　沖野　英幸
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第６８号
山口県柳井市旭ヶ丘14番１―304号
債務者　兵頭　　牧
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで　山口地方裁判所岩国支部